

5月 教育長 教育行政報告

令和7年

- 4月22日(火) 第7回甲賀市教育委員会委員協議会
23日(水) あいの土山マラソン滋賀陸協・甲賀市陸協合同打合せ会
24日(木) 近畿都市教育長協議会定期総会(米原市)
25日(金) 近畿都市教育長協議会定期総会(米原市)
26日(土) 甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員功労者表彰式
27日(日) 第35回ねんりんピックびわこ・レイカディア県民大会
瀧樹神社のケンケト踊り練習激励
29日(火) 高円宮賜杯第45回全日本学童軟式野球大会滋賀県予選会
開会式(マクドナルドトーナメント)
30日(水) 甲賀市地域学校協働活動推進員委嘱状交付式
5月 1日(木) 部長会議
第1回総合計画本部会議
3日(土) びわ湖国体開催記念・甲賀市長杯争奪・第43回貴生川招待少年サッカー大会
瀧樹神社のケンケト踊り
7日(水) 第2回学校経営等協議会
第1回教科用図書第二採択地区代表協議会
第1回教科用図書第二採択地区協議会
8日(木) 第1回人事にかかる学校訪問(第1日)
9日(金) 滋賀県学校給食会第1回通常理事会
10日(土) 紫香楽宮跡宮町史跡公園竣工式及び現地説明会
ニンニン忍者親子デイキャンプ
12日(月) 第1回人事にかかる学校訪問(第2日)
13日(火) 第1回人事にかかる学校訪問(第3日)
第1回いじめ問題対策委員会
14日(水) 第8回甲賀市教育委員会委員協議会
第2回校務運営等協議会
15日(木) 第75回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会
川越大会(川越市)

- 16日（金） 第75回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会
川越大会（川越市）
- 18日（日） わたSHIGA輝く国スポデモンストレーションスポーツ
カローリング競技
一般社団法人甲賀市国際交流協会第4期定期総会
- 19日（月） 第1回人事にかかる学校訪問（第4日）
近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会総会
- 20日（火） 第1回人事にかかる学校訪問（第5日）
- 21日（水） あいの土山マラソン主催・協賛企業訪問
滋賀県へき地教育振興協議会第1回全体教育長会（zoom）
- 22日（木） 信楽地域再編校アクションプラン策定タスクフォース
任命書交付式及び第1回全体会議
滋賀県都市教育委員会連絡協議会定期総会・理事会・
協議会（草津市）
- 23日（金） わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
第3回総会
- 25日（日） わたSHIGA輝く障スポリハーサル大会第24回全国
障害者スポーツ大会リハーサル大会・フライングディスク
競技
- 26日（月） 第1回人事にかかる学校訪問（第6日）
- 27日（火） 第8回甲賀市教育委員会定例会

令和 7 年第 3 回甲賀市議会定例会（6 月）報告案件について

※ 市議会報告前につき、取扱注意。

1 報告案件（教育委員会関係）

（1）令和 6 年度甲賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
土木費	都市計画費	国スポ・障スポ施設 整備事業	40,880 千円	40,880 千円
教育費	社会教育費	水口城跡環境整備 事業	123,100 千円	123,100 千円
		紫香楽宮跡史跡整 備事業	31,941 千円	31,941 千円
	保健体育費	東部学校給食セン ター改修事業	246,800 千円	199,302 千円
計			442,721 千円	395,223 千円

社会教育施設（甲賀図書情報館、甲南情報交流センター等）の空調設備改修工事に伴う施設休館について

甲賀図書情報館

1. 概要

老朽化が進んでいる甲賀図書情報館の空調設備について、利用者の快適性と省エネルギー性能の向上を目的として、更新工事を実施いたします。それに伴い、施設全体を工事期間中、閉館する必要があります。（総事業費：1億3,710万円、財源内訳：防災対策事業債75%）

2. 閉館期間（予定）

令和7年9月上旬～令和8年2月末

※工事の進捗状況により変更の可能性があります。

3. 工事の目的と内容

- ・老朽化した空調設備の更新（約25年使用）
- ・高効率型空調設備の更新による省エネ化、関連する電気配線・ダクトの修繕による長寿命化を図る
- ・利用者の安全確保の観点から工事期間中は全館閉館とする（書架全面養生）

4. 工事期間中の対応

- ・予約受取窓口を設置し、貸出・返却の対応を行う。（新刊本や他館の本）
- ・移動図書館車については継続し運用する。
- ・おはなし会については、甲賀地域の別施設で実施する。

5. 周知方法

- ・館内掲示、市広報紙7/1号、ホームページでの告知及びSNSでの情報発信

6. 今後のスケジュール（予定）

- ・契約：令和7年7月中旬契約
- ・工事期間：令和7年7月中旬～令和8年2月（※エアコン機器製作期間含む）
- ・再開館：令和8年3月（予定）

7. その他

利用者・市民への影響を最小限に抑えるよう対応を徹底し、安全面・衛生面に最大限配慮した工事運営を実施します。

甲南情報交流センター等

1. 概要

老朽化が進んでいる甲南情報交流センター・甲南公民館の空調設備について、利用者の快適性と省エネルギー性能の向上を目的として、更新工事を実施いたします。それに伴い、施設全体を工事期間中、閉館する必要があります。(総事業費：2億3,000万円、財源内訳：防災対策事業債75%)

2. 閉館期間 (予定)

令和8年1月上旬～令和8年3月末

※工事の進捗状況により変更の可能性があります。

3. 工事の目的と内容

- ・老朽化した空調設備の更新 (約28年使用)
- ・高効率型空調設備への更新による省エネ化、関連する電気配線・ダクトの修繕による長寿命化を図る
- ・利用者の安全確保の観点から工事期間中は全館閉館とする

4. 工事期間中の対応

- ・他 (ホール) 施設等を案内し、利用いただく
- ・工事が終了したら甲南公民館から、使用再開予定

5. 周知方法

- ・館内掲示、市広報紙11/1号、ホームページでの告知及びSNSでの情報発信

6. 今後のスケジュール (予定)

- ・契約：令和7年8月上旬仮契約、9月下旬本契約
- ・工事期間：令和7年10月～令和8年3月 (※エアコン機器製作期間含む)
- ・再開館：令和8年4月 (予定)

7. その他

利用者・市民への影響を最小限に抑えるよう対応を徹底し、安全面・衛生面に最大限配慮した工事運営を実施します。

空調設備の製作期間 (納期) により、繰越し手続きが想定される。

議案第 40 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第7号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和7年4月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	田中 清仁	甲南第三小学校学校運営協議会	地域住民
2	田中 芳夫	甲南第三小学校学校運営協議会	地域住民
3	増田 嘉也	甲南第三小学校学校運営協議会	地域住民
4	松井 英治	甲南第三小学校学校運営協議会	地域住民
5	森田 利美	甲南第三小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 4 1 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員を解任することについては、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第8号

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

甲賀市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第9号）第16条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員の別紙の者を解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和7年4月23日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第8号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

(解任日：令和7年4月23日)

	氏名	委員の構成	備考
1	望田 清	油日小学校学校運営協議会	

(任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

(解任日：令和7年4月23日)

	氏名	委員の構成	備考
1	黒川 紀男	土山中学校学校運営協議会	

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 前条の規定に反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第 4 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第9号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和7年4月24日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第9号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和7年4月24日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	片岡 義博	油日小学校学校運営協議会	学識経験者

(任期：令和7年4月24日から令和9年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	小野 隆	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
2	宿谷 利彦	伴谷小学校学校運営協議会	地域住民
3	藤丸 智樹	土山小学校学校運営協議会	地域住民
4	久保 重徳	土山中学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 4 3 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員を解任することについては、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第10号

甲賀市学校運営協議会委員の解任について

甲賀市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第9号）第16条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員の別紙の者を解任することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和7年4月30日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第10号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

(解任日：令和7年4月30日)

	氏名	委員の構成	備考
1	望月 文衛	水口小学校学校運営協議会	

(任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

(解任日：令和7年4月30日)

	氏名	委員の構成	備考
1	北田 千津子	甲南第三小学校学校運営協議会	

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 前条の規定に反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第 44 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第11号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和7年5月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

臨時代理第11号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和7年5月1日から令和8年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	久保田 佳史	水口小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 4 5 号

令和 7 年第 3 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取
について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 2 7 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

令和7年第3回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について

令和7年第3回甲賀市議会定例会（6月）に提出される議案のうち別紙の教育に関する事務に係る議案への地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見について、異議のない旨甲賀市長に答申することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第45号別紙1

※ 市議会提案前につき、取扱注意。

令和7年第3回甲賀市議会定例会（6月）提出議案（教育委員会関係）

1 条例一部改正

（1）甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例の一部を改正する条例の制定について
 《甲賀市議会 議案第48号》

甲賀市和太鼓音楽活動交流館の損害の賠償を判断する者を改めるため、条例の一部を改正するもの。

※詳細は「議案第45号 別紙2参照」

2 補正予算案件

（1）令和7年度甲賀市一般会計補正予算（第3号）

《甲賀市議会 議案第49号》

（第1表）歳入 722千円 歳出 20,948千円

歳入

国庫支出金	総務費国庫補助金（総務管理費国庫補助金）	2,674千円
	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第二世代交付金）	2,674千円
	教育費国庫補助金（小学校費国庫補助金）	△25,052千円
	学校施設環境改善交付金	△25,052千円
寄附金	教育費寄附金（小中学校費寄附金）	300千円
	教育振興寄附金	300千円
市債	教育債（学校教育施設等整備事業債）	△1,500千円
	小学校施設空調設備整備事業	△1,500千円
	教育債（公共施設等適正管理推進事業債）	24,300千円
	小学校施設整備事業	24,300千円

合計 722千円

歳出

教育費	中学校費		300 千円
	中学校管理費	中学校施設管理運営経費	300 千円
	社会教育費		5,648 千円
	文化財保護費	文化財保護推進事業	5,648 千円
	保健体育費		15,000 千円
	保健体育総務費	社会体育施設整備事業	15,000 千円

合計 20,948 千円

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
小学校施設空調設備整備事業	132,000 千円	130,500 千円
小学校施設整備事業	1,129,200 千円	1,153,500 千円

議案第48号

甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和7年6月4日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例の一部を改正する条例

甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例（平成18年甲賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市和太鼓音楽活動交流館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 利用者が、故意又は過失によって施設又は設備品を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第12条 利用者が、故意又は過失によって施設又は設備品を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。</p>

議案第 46 号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則（令和２年教育委員会規則第９号）第７条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員の別紙の者を任命することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第46号別紙

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和7年6月1日から令和9年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	黒川 廣幸	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民
2	林 恵美子	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 47 号

甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 27 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

甲賀市人権・同和教育推進員規則（平成16年教育委員会規則第28号）第4条の規定に基づき、甲賀市人権・同和教育推進員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 4 7 号別紙

甲賀市人権・同和教育推進員

(任期：令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	藤村 一行	区及び自治会長の推薦	水口第 1 区
2	重盛 利章	区及び自治会長の推薦	水口第 2 区
3	神野 光恵	区及び自治会長の推薦	水口第 3 区
4	中村 優	区及び自治会長の推薦	水口第 4 区
5	岡 和美	区及び自治会長の推薦	水口第 5 区
6	中尾 和也	区及び自治会長の推薦	水口第 6 区
7	中西 高弘	区及び自治会長の推薦	水口第 7 区
8	吉村 隆悟	区及び自治会長の推薦	水口第 8 区
9	上山 悦男	区及び自治会長の推薦	水口第 9 区
1 0	丸山 秀雄	区及び自治会長の推薦	南区
1 1	福田 知一郎	区及び自治会長の推薦	水口第 1 0 区
1 2	中瀬 真一	区及び自治会長の推薦	水口第 1 1 区
1 3	新道 忠資	区及び自治会長の推薦	水口第 1 2 区
1 4	田代 悠	区及び自治会長の推薦	水口第 1 3 区
1 5	吉川 徹	区及び自治会長の推薦	水口第 1 4 区
1 6	山際 雅樹	区及び自治会長の推薦	水口第 1 5 区
1 7	服部 昭	区及び自治会長の推薦	水口第 1 6 区
1 8	田村 崇	区及び自治会長の推薦	水口第 1 6 区
1 9	野崎 悟志	区及び自治会長の推薦	水口第 1 7 区
2 0	井上 正	区及び自治会長の推薦	城南区
2 1	北村 正之	区及び自治会長の推薦	水口第 1 8 区
2 2	本坊 正博	区及び自治会長の推薦	水口第 1 8 区
2 3	武本 憲彦	区及び自治会長の推薦	水口第 1 9 区
2 4	木戸 伸雄	区及び自治会長の推薦	水口第 2 0 区

25	岡川 和夫	区及び自治会長の推薦	水口第21区
26	平元 一夫	区及び自治会長の推薦	水口第22区
27	吉久 義則	区及び自治会長の推薦	林口区
28	伊藤 勲	区及び自治会長の推薦	名坂区
29	平井 浩司	区及び自治会長の推薦	東名坂区
30	高橋 直樹	区及び自治会長の推薦	東名坂区
31	栗原 尚志	区及び自治会長の推薦	名坂堂山区
32	小松 正人	区及び自治会長の推薦	名坂堂山区
33	森島 正宣	区及び自治会長の推薦	朝日が丘区
34	横川 正己	区及び自治会長の推薦	古城が丘区
35	森 敏幸	区及び自治会長の推薦	東古城が丘区
36	脇畑 武志	区及び自治会長の推薦	東古城が丘区
37	水谷 守沖	区及び自治会長の推薦	古城が丘緑区
38	松本 章人	区及び自治会長の推薦	松尾区
39	藤井 律	区及び自治会長の推薦	松尾団地区
40	山本 道治	区及び自治会長の推薦	松尾団地区
41	森松 幸則	区及び自治会長の推薦	岡の郷区
42	外山 信之	区及び自治会長の推薦	水口松尾台区
43	宮辻 直紀	区及び自治会長の推薦	水口松尾台区
44	西浦 成夫	区及び自治会長の推薦	中畑区
45	白川 美奈子	区及び自治会長の推薦	新城区
46	北澤 洋	区及び自治会長の推薦	新城区
47	吉倉 義行	区及び自治会長の推薦	城が丘区
48	小松 康弘	区及び自治会長の推薦	城が丘区
49	山本 茂樹	区及び自治会長の推薦	つつじが丘区
50	菅沼 のり代	区及び自治会長の推薦	つつじが丘区
51	速水 幸広	区及び自治会長の推薦	今郷区
52	富田 之弘	区及び自治会長の推薦	巖峨区
53	大岡 繁市	区及び自治会長の推薦	和野区

54	中島 康雄	区及び自治会長の推薦	和野区
55	山中 孝二	区及び自治会長の推薦	八田区
56	山中 計	区及び自治会長の推薦	八田区
57	吉田 晃夫	区及び自治会長の推薦	春日区
58	平林 進	区及び自治会長の推薦	春日区
59	西田 政浩	区及び自治会長の推薦	春日区
60	林田 昌典	区及び自治会長の推薦	下山区
61	平田 久実	区及び自治会長の推薦	伴中山区
62	齋藤 智生	区及び自治会長の推薦	伴中山区
63	山澤 広和	区及び自治会長の推薦	山区
64	小林 保	区及び自治会長の推薦	山区
65	戸崎 裕道	区及び自治会長の推薦	広野台東区
66	大坂 健一	区及び自治会長の推薦	広野台東区
67	林 康夫	区及び自治会長の推薦	広野台西区
68	小泉 光浩	区及び自治会長の推薦	広野台西区
69	林 恵美子	区及び自治会長の推薦	桜ヶ丘区
70	坂本 正太郎	区及び自治会長の推薦	第三水口台区
71	藤川 五木	区及び自治会長の推薦	第三水口台区
72	小原 知子	区及び自治会長の推薦	第三水口台区
73	幸野 康司	区及び自治会長の推薦	第四水口台区
74	上原 健司	区及び自治会長の推薦	第四水口台区
75	吉田 正広	区及び自治会長の推薦	菅谷区
76	藤木 久夫	区及び自治会長の推薦	菅谷区
77	森口 史郎	区及び自治会長の推薦	泉区
78	田代 勉	区及び自治会長の推薦	泉区
79	小林 喜代次	区及び自治会長の推薦	酒人区
80	西川 義雄	区及び自治会長の推薦	植区
81	山田 賢二	区及び自治会長の推薦	宇田区
82	田中 栄吾	区及び自治会長の推薦	北脇区

8 3	林 長昭	区及び自治会長の推薦	北脇区
8 4	谷本 裕司	区及び自治会長の推薦	山手区
8 5	高岡 治	区及び自治会長の推薦	宮前区
8 6	多賀 吉治	区及び自治会長の推薦	大法寺区
8 7	藪 敬治	区及び自治会長の推薦	大法寺区
8 8	岡田 昌人	区及び自治会長の推薦	柏貴区
8 9	三添 孝子	区及び自治会長の推薦	虫生野区
9 0	横山 貴士	区及び自治会長の推薦	虫生野区
9 1	鵜飼 清治	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
9 2	山崎 悟	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
9 3	大野 結治	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
9 4	庄司 征一	区及び自治会長の推薦	貴生川第2区
9 5	西川 石雄	区及び自治会長の推薦	貴生川第2区
9 6	丸山 義広	区及び自治会長の推薦	貴生川第3区
9 7	相武 政直	区及び自治会長の推薦	西内貴区
9 8	東 文三	区及び自治会長の推薦	西内貴区
9 9	倉田 ゆかり	区及び自治会長の推薦	北内貴区
1 0 0	鎌倉 康廣	区及び自治会長の推薦	宇川区
1 0 1	石川 百合子	区及び自治会長の推薦	宇川区
1 0 2	奥野 茂	区及び自治会長の推薦	岩坂区
1 0 3	福澤 清雄	区及び自治会長の推薦	高山区
1 0 4	福本 春男	区及び自治会長の推薦	三大寺区
1 0 5	福本 誠史	区及び自治会長の推薦	三大寺区
1 0 6	田代 喜代司	区及び自治会長の推薦	三大寺区
1 0 7	廣岡 隆之	区及び自治会長の推薦	かふかの丘区
1 0 8	吉田 靖史	区及び自治会長の推薦	かふかの丘区
1 0 9	藤浦 毅	区及び自治会長の推薦	かふかの丘区
1 1 0	中面 大造	区及び自治会長の推薦	三本柳区
1 1 1	浦山 喜明	区及び自治会長の推薦	牛飼区

1 1 2	木下 勉	区及び自治会長の推薦	牛飼区
1 1 3	山田 耕作	区及び自治会長の推薦	牛飼区
1 1 4	芥川 守男	区及び自治会長の推薦	杣中区
1 1 5	北村 寛之	区及び自治会長の推薦	山上区
1 1 6	中村 善吉	区及び自治会長の推薦	城内自治会
1 1 7	山口 利久	区及び自治会長の推薦	本丸自治会
1 1 8	川嶋 千亜紀	区及び自治会長の推薦	梅の木自治会
1 1 9	武澤 秀光	区及び自治会長の推薦	古城が丘団地自治会
1 2 0	森田 慎悟	区及び自治会長の推薦	あやの中央自治会
1 2 1	馬場 稔	区及び自治会長の推薦	秋葉北自治会
1 2 2	南 大介	区及び自治会長の推薦	車谷自治会自治会
1 2 3	山村 喜造	区及び自治会長の推薦	大河原1・2区
1 2 4	三上 豊貴	区及び自治会長の推薦	東野1・2区
1 2 5	岡田 正志	区及び自治会長の推薦	西野1・2区
1 2 6	杉本 諭	区及び自治会長の推薦	黒滝区
1 2 7	安村 勝	区及び自治会長の推薦	上の平区
1 2 8	安村 富夫	区及び自治会長の推薦	中之組区
1 2 9	馬場 正光	区及び自治会長の推薦	川西区
1 3 0	林 初広	区及び自治会長の推薦	黒川市場区
1 3 1	中森 豊和	区及び自治会長の推薦	猪鼻区
1 3 2	林口 富雄	区及び自治会長の推薦	山中区
1 3 3	澤田 武文	区及び自治会長の推薦	笹路区
1 3 4	土山 定信	区及び自治会長の推薦	山女原区
1 3 5	黒川 靖	区及び自治会長の推薦	南東区
1 3 6	立岡 繁樹	区及び自治会長の推薦	南東区
1 3 7	岩室 銑吾	区及び自治会長の推薦	南中区
1 3 8	山際 忠男	区及び自治会長の推薦	南西区
1 3 9	立岡 比呂之	区及び自治会長の推薦	北東区
1 4 0	中田 雅之	区及び自治会長の推薦	北芝区

1 4 1	愛川 保博	区及び自治会長の推薦	北芝区
1 4 2	立岡 洋祐	区及び自治会長の推薦	北中区
1 4 3	三日月 善行	区及び自治会長の推薦	北西区
1 4 4	服部 幸生	区及び自治会長の推薦	平子区
1 4 5	福井 喜伸	区及び自治会長の推薦	東瀬音区
1 4 6	立花 泰洋	区及び自治会長の推薦	西瀬音区
1 4 7	谷口 豊	区及び自治会長の推薦	青土区
1 4 8	岡室 重久	区及び自治会長の推薦	野上野区
1 4 9	高橋 良雄	区及び自治会長の推薦	大澤区
1 5 0	前田 三嗣	区及び自治会長の推薦	頓宮区
1 5 1	市田 功	区及び自治会長の推薦	前野区
1 5 2	中村 善一	区及び自治会長の推薦	市場区
1 5 3	中村 たけ志	区及び自治会長の推薦	徳原区
1 5 4	井上 雅之	区及び自治会長の推薦	三軒家区
1 5 5	柚口 秀夫	区及び自治会長の推薦	片山区
1 5 6	徳田 耕治	区及び自治会長の推薦	今宿区
1 5 7	中邨 達弘	区及び自治会長の推薦	里区
1 5 8	柚口 拓治	区及び自治会長の推薦	新里区
1 5 9	山本 祥史	区及び自治会長の推薦	末田区
1 6 0	前田 廣治	区及び自治会長の推薦	寺前区
1 6 1	柚口 修	区及び自治会長の推薦	布引自治会
1 6 2	橋本 憲明	区及び自治会長の推薦	緑ヶ丘1・1自治会
1 6 3	河野 浩之	区及び自治会長の推薦	緑ヶ丘1・2自治会
1 6 4	藤田 知明	区及び自治会長の推薦	緑ヶ丘5自治会
1 6 5	奥村 秀雄	区及び自治会長の推薦	櫟野区
1 6 6	竹中島 英樹	区及び自治会長の推薦	神区
1 6 7	福永 のり子	区及び自治会長の推薦	神区
1 6 8	森田 亨	区及び自治会長の推薦	大原上田区
1 6 9	大原 一之	区及び自治会長の推薦	大久保区

170	大川原 保	区及び自治会長の推薦	大原中区
171	面田 聡子	区及び自治会長の推薦	大原中区
172	福井 靖	区及び自治会長の推薦	拝坂区
173	木村 恵子	区及び自治会長の推薦	拝坂区
174	田中 伸治	区及び自治会長の推薦	鳥居野区
175	奥村 智	区及び自治会長の推薦	鳥居野区
176	清水 知己	区及び自治会長の推薦	相模区
177	杉本 伊智子	区及び自治会長の推薦	相模区
178	本郷 嘉行	区及び自治会長の推薦	大原市場区
179	吉水 和枝	区及び自治会長の推薦	大原市場区
180	奥山 昭彦	区及び自治会長の推薦	高野区
181	瀬古 隆浩	区及び自治会長の推薦	高野区
182	瀬戸 靖二	区及び自治会長の推薦	油日区
183	阪口 智恵美	区及び自治会長の推薦	油日区
184	望田 清	区及び自治会長の推薦	上野区
185	澤 千加代	区及び自治会長の推薦	上野区
186	藤本 薫	区及び自治会長の推薦	鹿深台区
187	中本 繁親	区及び自治会長の推薦	鹿深台区
188	藤田 崇	区及び自治会長の推薦	田堵野区
189	嶋本 千里	区及び自治会長の推薦	田堵野区
190	藤田 康之	区及び自治会長の推薦	滝区
191	藪 育子	区及び自治会長の推薦	滝区
192	岡本 能成	区及び自治会長の推薦	毛枚区
193	奥田 幹史	区及び自治会長の推薦	和田区
194	清水 豊	区及び自治会長の推薦	高嶺区
195	藤原 慎太郎	区及び自治会長の推薦	五反田区
196	薄井 隆	区及び自治会長の推薦	小佐治区
197	藤田 みゆき	区及び自治会長の推薦	小佐治区
198	藤橋 利和	区及び自治会長の推薦	神保区

199	西山 治	区及び自治会長の推薦	隠岐区
200	川嶋 芳雄	区及び自治会長の推薦	岩室区
201	西川 佐一郎	区及び自治会長の推薦	岩室区
202	神山 博幸	区及び自治会長の推薦	寺庄区
203	上野 耕一郎	区及び自治会長の推薦	寺庄区
204	中西 秀樹	区及び自治会長の推薦	寺庄区
205	倉田 啓介	区及び自治会長の推薦	葛木区
206	中嶋 喜裕	区及び自治会長の推薦	葛木区
207	山本 淳治	区及び自治会長の推薦	深川区
208	山本 隆	区及び自治会長の推薦	深川区
209	呉竹 弘一	区及び自治会長の推薦	深川市場区
210	松本 貴博	区及び自治会長の推薦	稗谷区
211	山岡 光広	区及び自治会長の推薦	森尻区
212	木下 達哉	区及び自治会長の推薦	宝木区
213	山田 孝治	区及び自治会長の推薦	池田区
214	太田 あゆ美	区及び自治会長の推薦	池田区
215	川北 夏實	区及び自治会長の推薦	池田団地区
216	中野 達也	区及び自治会長の推薦	池田団地区
217	前田 裕明	区及び自治会長の推薦	池田団地区
218	奥 俊幸	区及び自治会長の推薦	磯尾区
219	橘 三左雄	区及び自治会長の推薦	竜法師区
220	中谷 喜美子	区及び自治会長の推薦	竜法師区
221	中谷 久美子	区及び自治会長の推薦	竜法師区
222	藤川 清文	区及び自治会長の推薦	野尻区
223	松岡 丈夫	区及び自治会長の推薦	野尻区
224	小林 茂夫	区及び自治会長の推薦	野尻区
225	森島 武裕	区及び自治会長の推薦	野田区
226	森島 篤史	区及び自治会長の推薦	野田区
227	橋本 勇紀	区及び自治会長の推薦	野田区

2 2 8	神山 八郎	区及び自治会長の推薦	杉谷区
2 2 9	平井 裕一	区及び自治会長の推薦	杉谷区
2 3 0	土田 利昭	区及び自治会長の推薦	新治区
2 3 1	土田 恵子	区及び自治会長の推薦	新治区
2 3 2	達城 雄一	区及び自治会長の推薦	新治区
2 3 3	小谷 忠利	区及び自治会長の推薦	塩野区
2 3 4	飯田 恵美	区及び自治会長の推薦	市原区
2 3 5	渡辺 由里子	区及び自治会長の推薦	市原区
2 3 6	井澤 信行	区及び自治会長の推薦	柑子区
2 3 7	辻 喜代司	区及び自治会長の推薦	柑子区
2 3 8	田中 秀樹	区及び自治会長の推薦	下野川区
2 3 9	西田 哲之	区及び自治会長の推薦	上野川区
2 4 0	山川 清治	区及び自治会長の推薦	下馬杉区
2 4 1	山本 吉広	区及び自治会長の推薦	上馬杉区
2 4 2	大治 繁樹	区及び自治会長の推薦	上馬杉区
2 4 3	井ノ口 豊美	区及び自治会長の推薦	上馬杉区
2 4 4	山北 龍	区及び自治会長の推薦	耕心区
2 4 5	河尻 俊一	区及び自治会長の推薦	耕心区
2 4 6	松永 知久	区及び自治会長の推薦	ニューポリス区
2 4 7	正木 啓子	区及び自治会長の推薦	ニューポリス区
2 4 8	石野 昇	区及び自治会長の推薦	長野区
2 4 9	植西 匡子	区及び自治会長の推薦	長野区
2 5 0	高崎 登貴男	区及び自治会長の推薦	神山区
2 5 1	大塚 順子	区及び自治会長の推薦	神山区
2 5 2	藤田 浩二	区及び自治会長の推薦	江田区
2 5 3	大平 幸彦	区及び自治会長の推薦	田代区
2 5 4	上嶋 悦三	区及び自治会長の推薦	畑区
2 5 5	黄瀬 重義	区及び自治会長の推薦	宮町区
2 5 6	福山 繁八	区及び自治会長の推薦	黄瀬区

257	安田 浅明	区及び自治会長の推薦	黄瀬区
258	里見 博基	区及び自治会長の推薦	牧区
259	蓮見 一隆	区及び自治会長の推薦	牧区
260	中西 良二	区及び自治会長の推薦	丸岡区
261	辻本 ひろみ	区及び自治会長の推薦	西区
262	上田 雅子	区及び自治会長の推薦	柞原区
263	青木 敦子	区及び自治会長の推薦	中野区
264	南部 治美	区及び自治会長の推薦	杉山区
265	杉本 清彦	区及び自治会長の推薦	小川区
266	杉本 晃	区及び自治会長の推薦	小川出区
267	辻本 仁士	区及び自治会長の推薦	上朝宮区
268	杉本 裕美	区及び自治会長の推薦	上朝宮区
269	森上 裕美子	区及び自治会長の推薦	下朝宮区
270	小山 茂樹	区及び自治会長の推薦	宮尻区
271	高畑 秀司	区及び自治会長の推薦	多羅尾区
272	大原 崇彦	区及び自治会長の推薦	多羅尾区

【参考資料】

甲賀市人権・同和教育推進員規則

(委嘱)

第4条 推進員の委嘱は、各区及び自治会長の推薦に基づき教育委員会が行う。